

名古屋北部民商ニュース

2017年11月13日(月)発行
No.256

名古屋北部民主商工会
名古屋市中区大野町三丁目19番地
TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114
E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

資金繰り、税務調査など 月初めから入会続く

今年初めに個人で開業し、11月に法人を設立したSさん(建設業・20代)が、現場で資金繰りの話なら「民商に相談に行ったら」と教えられ、ホームページで住所を確認して、相談にみえました。豊田事務局次長と沢田事務局員が対応しました。

Sさんは、この間、金融機関や商工会議所などに相談に足を運びましたが、「決算書もないのに…」など、「話すら聞いてもらえなかった」と、悔しさをにじませながらも、開業からの状況を切々と話し、「なんとか軌道に乗せて、前向きに行きたい」と、



入会し、共済会と青年部にも同時加入しました。帰り際には「妻の父も民商の会員だと聞いた。もつと早く相談に来ていれば」とも話していました。

現場で相談受け

すぐに対応

11月6日(月)夕方、山田支部の加納支部長から「現場で税務調査の相談を受けたので、一緒に行ってくれないか」と、事務所に電話が入り、早速、Hさん(内装工事)を松原事務局長と加納支部長が訪問しました。

商売や日頃の記帳、申告などの状況を聞き、改めて民商の税務調査の考え方と対応なども説明し、入会しまし

た。共済会と婦人部にも同時加入しました。
拡大リレー最終回へ
11月16日(木)、『拡大リレー』4回目(最終回)が回ってきます。

会員・読者のみなさん。商工新聞読者と会員を増やして下さい。共済会・婦人部・青年部に加入してください。また、11月26日(日)午前「なんでも相談会」を民商事務所で開催します。記帳や申告、税務調査、資金繰りなど、知り合いの業者と一緒に参加して下さい。

「質問応答記録書」の作成、署名・押印は断りを

各地の税務調査で「質問応答記録書」なるものに署名・押印した事例が多発しています。

これは国税通則法の改定を受けて、不服申し立てや訴訟に備え、証拠能力を高めることを目的に国税庁が全国の税務署に指示したものです。

これを悪用し、重加算税を賦課する根拠にしている事例もあります。

「質問応答記録書」はあくまで任意で、応じる必要はありません。記録書作成はもちろん、署名・押印もきっぱり断りましょう。

先日の法人の調査でも、「質問応答記録書」の署名・押印はあくまで任意であることを確認し、断りました。しかし、先日入会したTさん(電気工事)は初めての臨店調査で、資料も十分に確認もされていないのに「質問応答記録書」が作成され、署名・押印を強要されました。

税務調査になったら、必ず、支部の役員・事務局に連絡し、仲間の立ち会いのもとで、税務調査にのぞみましょう。



区役所・保険年金課と話し合いを行います

下記の日程で、北区、守山区の保険年金課との話し合いを行います。

国保料の滞納がある方、(3カ月、1ヶ月など)期限の短い保険証をお持ちの方は、都合をつけて、ぜひ、ご参加下さい。

なお、参加される方は事前に名古屋北部民商(☎915-8111)まで連絡下さい。

北区：11月22日(水) 午後3時～
守山区：11月29日(水) 午後3時～
10分前に区役所入口にお越しください。

※ 西区は、日程が決りしだいお知らせします。
「国保と高齢者医療、介護保険の改善を求める」請願署名を集めています。家族はもちろん、隣近所などにも広げて民商事務所へ届けて下さい。